特定事業所集中減算に係るQ&A

|  |
| --- |
| Q1　「特定事業所集中減算内訳」は示されている様式を用いなければならないのか。 |

参考様式であるので、「居宅サービス計画を作成した利用者名（もしくは被保険者番号）」「サービス種類」「事業所名」「法人名」が一覧で分かる書式であればよい。  
　また、記載にあたっては、居宅サービス計画（利用者）ごとに、サービス種類ごと、法人ごとにまとめて記載されている方が望ましい。

|  |
| --- |
| Q2　本減算の算定には、受託して作成した介護予防支援計画の数は含むのか。 |

介護予防支援計画の数は含まない。

|  |
| --- |
| Q3　対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは系列法人まで含めるのか。 |

同一法人を有する法人単位で判断する。

|  |
| --- |
| Q4　別法人の運営する複数の事業所を紹介した場合の算定方法は。 |

算定例を示すと下記のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画 | 利用者 | 居宅サービス計画に位置づけたサービス | 紹介率最高法人 |
| 1 | ａ さん | 甲法人訪問介護事業所まるまる 甲法人訪問介護事業所さんかく 甲法人訪問介護事業所しかく | ○ |
| 2 | ｂ さん | 甲法人訪問介護事業所まるまる 甲法人訪問介護事業所さんかく | ○ |
| 3 | ｃ さん | 甲法人訪問介護事業所さんかく | ○ |
| 4 | ｄ さん | 甲法人訪問介護事業所さんかく | ○ |
| 5 | ｅ さん | 甲法人訪問介護事業所さんかく 乙法人訪問介護事業所ごかく | ○ |
| 6 | ｆ さん | 乙訪問介護事業所ごかく |  |

この場合、甲法人が紹介率最高法人となる。  
　訪問介護を位置づけた計画数A=6 （注1）  
　訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数B=5 （注2）  
　訪問介護における紹介率最高法人の占める割合（B÷A）=5÷6=83.3…  
→紹介率最高法人の占める割合は84％・・・・・・80%以上のため減算対象となる  
注1　訪問介護を位置づけた計画数Aは、利用者1人当たり1計画と考えて算定する。　  
注2　上記表の紹介率最高法人欄に「○」のある計画数。同一法人の複数の訪問介護事業所のサービスを位置づけている場合でも、訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数は、利用者1人につき1件と考えて算定する。

|  |
| --- |
| Q5　正当な理由④における計算方法はどのようなものか。 |

居宅サービス計画数が１０２件、Ｘ訪問介護事業所への位置づけが８２件、正当な理由④に当てはまる事例が１件とする。

この場合の計算方法は（82－1）÷（102－1）×100 ≒ 80.1％となる。

個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるため、分母からも該当件数を引くことに注意する。

※参考

正当な理由④　その他正当な理由と市長が認めた場合

判定期間中に廃止または休止となった居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を引き継いで、指定居宅介護支援を提供することになったため、やむなく特定の事業者に集中したと認められる場合（経緯が明らかになる書面の提出が必要）

→該当する居宅サービス計画を除いて再計算した結果、80％以下になる場合は減算を適用しない。

|  |
| --- |
| Q6　正当な理由①における事業所数は、どの時点の事業所数で判定するのか。 |

判定期間開始時点で判断するものとする。判定期間が前期ならば 3 月 1 日、後期ならば 9 月 1 日の時点での事業所数において判断する。